

消防車等が消防訓練においてサイレンを吹鳴しますから、消防法第26条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年6月12日

京都市消防局長 名畠 徹

行政区	訓 練 実 施 場 所	吹 鳴 日 時	出動車両
東山区	福稻岸ノ上町7番地2 三洋化成工業株式会社 京都工場 第2工場	令和7年6月13日 午後1時30分	3台

(消防局警防部警防課)